

○富士見市訪問入浴サービス事業実施要綱

平成22年3月31日

告示第110号

改正 平成26年3月31日告示第155号

平成28年3月31日告示第706号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定に基づき、在宅の障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(平26告示155・一部改正)

(訪問入浴サービス事業)

第2条 訪問入浴サービス事業において行うサービス（以下「訪問入浴サービス」という。）は、次のとおりとし、看護師、准看護師及び介護職員のいずれかが従事に当たって行われるものとする。

- (1) 浴槽を提供して行われる入浴、清拭及び部分浴
- (2) 血圧、脈拍、体温等の測定による健康管理
- (3) 健康相談、助言指導その他必要な処置

2 入浴の方法は、移動入浴車による巡回入浴とし、入浴の回数は、利用者1人につき週1回を限度とする。

(実施方法)

第3条 市長は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第45条に規定する指定訪問入浴介護事業者その他適切な事業運営を確保することができると市長が認める事業者であって第11条第1項の登録を受けたもの（以下「登録事業者」という。）に訪問入浴サービスを実施させるものとする。

(平26告示155・一部改正)

(対象者)

第4条 訪問入浴サービスを受けることのできる者は、本市に居住地を有し、介護保険制度等での入浴サービスを利用することができず、本事業の利用を図らなければ入浴が困難な障害者等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児
 - (3) 市長が特に必要と認めた者
- （利用の申請等）

第5条 訪問入浴サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問入浴サービス利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- (1) 入浴承諾書（様式第2号）
- (2) 医師の診断書（様式第3号）

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、訪問入浴サービスの利用の可否を決定し、訪問入浴サービス利用決定・却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用決定の有効期間）

第6条 前条第3項の規定による利用の決定（以下「利用決定」という。）は、1年以内に限り、その効力を有する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金）

第7条 訪問入浴サービスの1回の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の金額は、1,250円とする。

2 利用決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）が同一の月に受けた訪問入浴サービスに要した費用の額の合計額が、当該利用決定を受けた者の家計に与える影響その他の事情を斟酌して別に定める額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における訪問入浴サービスに要した費用の額は、同項の規定により算定した費用の額の100分の100に相当する額以下の範囲内において別に定める額とする。

(変更の届出等)

第8条 利用決定者は、利用決定を受けた訪問入浴サービスの内容に変更があったときは、その日から30日以内に、訪問入浴サービス利用変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 利用決定者は、利用決定を受けた訪問入浴サービスを中止しようとするときは、速やかに訪問入浴サービス利用中止届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(利用決定の変更)

第9条 市長は、前条第1項の規定による届出に基づき、又は職権により、利用決定者の生活の状況その他の事情を勘案し、利用決定者につき、必要があると認めるときは、当該利用決定者に係る訪問入浴サービスの内容を変更することができる。この場合において、市長は、その旨を書面により当該変更を行った利用決定者に通知するものとする。

(利用決定の取消し等)

第10条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消し、又は期間を定めて利用決定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 訪問入浴サービスを受ける必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 利用決定の有効期間内に、本市以外の区域に居住地を有するに至つたと認めるとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 虚偽の利用をしたとき。

(訪問入浴サービス事業者の登録)

第11条 訪問入浴サービスを行おうとする事業者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、1年ごとにその登録の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下「この条において「登録の有効期間」という。」)の満了の日までにその申請に対する決定がなさ

れないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平28告示706・一部改正)

(登録の申請)

第12条 前条第1項の登録を受けようとする事業者（以下「登録申請者」という。）は、訪問入浴サービス事業者登録申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該申請の内容を証する書類を提出させることができる。

- 2 前条第2項の登録の更新を受けようとする訪問入浴サービス事業者は、訪問入浴サービス事業者登録更新申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(登録の実施)

第13条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる事項を訪問入浴サービス事業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 代表者の氏名
- (3) 登録年月日及び登録番号
- (4) 登録期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該登録申請者に対し、遅滞なく、登録年月日、登録番号、登録期間その他必要な事項を書面により通知するものとする。

(登録の変更届等)

第14条 訪問入浴サービス事業者は、第11条第1項の登録を受けた訪問入浴サービスを変更し、又は廃止したときは、その日から14日以内に、訪問入浴サービス事業者登録変更・廃止届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、その内容を訪問入浴サービス事業者登録簿に登録しなければならない。

(訪問入浴サービス事業者登録簿の閲覧)

第15条 市長は、訪問入浴サービス事業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(登録事業者の遵守事項)

第16条 登録事業者は、適切なサービスを提供できるよう、サービスを提供する者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 登録事業者は、利用者の利用実績について、帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

3 登録事業者は、その提供するサービスの内容及び料金、サービス提供者の有する資格等並びに経理状況について、利用者に対し明示しなければならない。

4 登録事業者は、サービス提供を受ける利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

5 登録事業者は、サービス提供時に看護師、准看護師及び介護職員のいずれかに従事させ、利用者の健康管理に十分留意するとともに、利用者の容態の急変等に備え、あらかじめ医療機関等との連絡体制を確立しておかなければならない。

6 登録事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、直ちに市長及び家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

7 登録事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供によって知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

(平26告示155・一部改正)

(登録の取消し等)

第17条 訪問入浴サービス事業者が次の各号のいずれかの該当するときは、その登録を取り消し、又は3月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 前条の遵守事項を守らなかったとき。

(2) 不正の手段により第11条第1項の登録(同条第2項の登録の更新を含む。)を受けたとき。

(3) 適切な事業運営を確保することができなくなったと認めるとき。

(登録の抹消)

第18条 市長は、訪問入浴サービス事業者が訪問入浴サービスを廃止したとき、又

は前条の規定により登録を取り消したときは、当該訪問入浴サービス事業者の登録を抹消するものとする。

(利用料金の帰属)

第19条 市長は、利用料金を訪問入浴サービス事業者の収入として収受させることができる。

(市の補助)

第20条 市は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、訪問入浴サービス事業者の行う訪問入浴サービスの実施に要する経費の一部を補助することができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、訪問入浴サービス事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第155号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第706号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

訪問入浴サービス利用申請書

年 月 日

(宛先)富士見市長

申請者 住 所
氏 名



次のとおり申請します。

利用者	フリガナ		生年月日	
	氏名		性別	男・女
	住所	電話番号		
介助者	フリガナ		生年月日	
	氏名		性別	男・女
入浴を希望する理由				
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		
家族の状況	氏名	続柄	生年月日	年齢
主治医	住所	医療機関名	氏名	連絡先
現在の病名		既往症		

入浴について	<p>1 入浴できない (身体を拭く場合 日に1度ぐらい) (約 年 か月入浴していない。)</p> <p>2 家族等が介助して入浴させている。 (日に1回ぐらい) 家庭に浴槽が 1 ある 2 ない</p>
身体 の 状 況	<p>自分で身体を起こすことが 1 できる 2 できない</p> <p>座っていることが 1 できる 2 できない</p> <p>床ずれについて 1 ない 2 赤い斑点がある 3 かいよう状になっている</p> <p>せっけんを使ったとき、アレルギー症状が 1 ない 2 ある 3 不明</p> <p>小便を漏らすことが 1 ない 2 ある どういうときにですか</p>

以下は記入しないでください

家族等の介護状態			
家族の生活状態			
その他			
調査員の所見			
受付	調査年月日	調査員	決定
	年 月 日	氏名	承認 不承認

様式第2号(第5条関係)

入浴承諾書

年 月 日

(宛先)富士見市長

申請者 住所
氏名



私は、訪問入浴サービス事業を利用するに当たり、万一事故が発生した場合においても、
一切の責任を負い、異議を申し立てません。

また、入浴する際は、家族等が立ち会い、介助します。

様式第3号(第5条関係)

診 断 書

住 所			
氏 名			
生年月日	年 月 日(歳)		
傷 病 名			
治 療 状 況			
血 圧	最高値	最低値	mmHg
血 液 型	型 Rh()		
感染症の有無 有(病名) ・ 無 ワッセルマン反応() HB抗原() ・ 抗体() じょくそう 有 ・ 無 部位() ・ 緑膿菌()			
医師の指示及び禁止事項			
上記の者について訪問入浴サービス事業による入浴に支障がないことを診断します。 年 月 日			
所在地 医療機関 名 称 医師名			



様式第4号(第5条関係)

訪問入浴サービス利用決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました訪問入浴サービス利用申請については、次のとおり決定・却下したので通知します。

利 用 者	氏 名				
	住 所				
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女	
受給者番号					
決 定 事 項	1 入浴回数 回 2 家族等の介護 要 ・ 否				
利 用 料 金					
利用者負担 上 限 月 額					
有 効 期 間					
却下の理由					

様式第5号(第8条関係)

訪問入浴サービス利用変更届出書

年 月 日

(宛先)富士見市長

申請者 住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で利用決定を受けた訪問入浴サービスの内容
に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

利用者	フリガナ		生年月日	
	氏名		性別	男・女
	住所	電話番号		
介助者	フリガナ		生年月日	
	氏名		性別	男・女
受給者番号				
変更事項	変更前	変更後		
氏名等				
居住地				
その他				

様式第6号(第8条関係)

訪問入浴サービス利用中止届出書

年 月 日

(宛先)富士見市長

申請者 住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で利用決定を受けた訪問入浴サービスを中止
したいので、次のとおり届け出ます。

利用者	フリガナ		生年月日	
	氏名		性別	男・女
	住所	電話番号		
介助者	フリガナ		生年月日	
	氏名		性別	男・女
受給者番号				
中止の理由				

様式第7号(第12条関係)

訪問入浴サービス事業者登録申請書

年 月 日

(宛先)富士見市長

名 称
申請者 所 在 地
代表者氏名



次のとおり訪問入浴サービス事業者の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)		
	法人である場合の種別		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号		F A X 番号
	代表者の職・氏名	職 名		フリガナ 氏 名
登 録 を 受 け よ う と す る 事 業 所	フリガナ			
	名 称			
	事業所の所在地	(郵便番号 —)		
	責任者の職・氏名			

(添付書類)

居宅介護サービス事業者指定通知書又は基準該当登録通知書の写し

様式第8号(第12条関係)

訪問入浴サービス事業者登録更新申請書

年 月 日

(宛先)富士見市長

名 称
申請者 所 在 地
代表者氏名



次のとおり訪問入浴サービス事業者の登録の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)		
	法人である場合の種別		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号		F A X 番 号
	代表者の職・氏名	職 名		フリガナ 氏 名
登 録 の 内 容	フリガナ			
	名 称			
	事業所の所在地	(郵便番号 —)		
	責任者氏名			
	登録番号			
	登録年月日			
	登録期間			

様式第9号(第14条関係)

訪問入浴サービス事業者登録変更・廃止届出書

年 月 日

(宛先)富士見市長

名 称
申請者 所 在 地
代表者氏名



次のとおり訪問入浴サービス事業者の登録の変更・廃止をしたいので、届け出ます。

申 請 者	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)		
	法人である場合の種別		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号		FAX番号
	代表者の職・氏名	職 名		フリガナ 氏 名
登 録 の 内 容	フリガナ			
	名 称			
	事業所の所在地	(郵便番号 ー)		
	責任者氏名			
	登録番号			
	登録年月日			
	登録期間			
変 更 の 内 容	変更前		変更後	
廃 止 の 場 合				
理 由				

(添付書類) サービス提供者が新たに追加となった場合は、当該サービス提供者の名簿及びその有する資格証等の写しを添付してください。

様式第1号 (第5条関係)

(平26告示155・一部改正)

様式第2号 (第5条関係)

(平26告示155・一部改正)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第8条関係)

(平26告示155・一部改正)

様式第6号 (第8条関係)

(平26告示155・一部改正)

様式第7号 (第12条関係)

(平26告示155・一部改正)

様式第8号 (第12条関係)

(平26告示155・一部改正)

様式第9号 (第14条関係)

(平26告示155・一部改正)